

つくば市告示第245号

つくば市地域生活支援拠点等事業所の認定に関する要綱を次のように定める。

令和6年4月8日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市地域生活支援拠点等事業所の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所又は施設の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域生活支援拠点等 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第2の3に規定する地域生活支援拠点等をいう。

(2) 拠点等機能 地域生活支援拠点等が備える機能であつて、次に掲げる機能をいう。

ア 相談 緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

イ 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した介護者の急病・障害者等の状

況変化等による緊急事態の受入れ対応を行う機能

ウ 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

エ 専門的人材の確保・養成 専門的な対応を行うことができる体制確保及び人材養成を行う機能

オ 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制等を行う機能

(3) 地域生活支援拠点等事業所 拠点等機能の全部又は一部を担うものとして第4条第2項の規定により認定を受けた事業所又は施設をいう。

(4) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

（認定の要件）

第3条 次条第2項の規定による認定の対象となる事業所又は施設は、次の各号のいずれにも該当する事業所又は施設とする。

(1) つくば市内に所在地を有すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 法第29条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定又は指定障害者福祉サービス事業者の指定を受けていること。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第24条の2第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。

ウ 児童福祉法第24条の26第1項第1号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定又は法第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けていること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害者支援

施設の整備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に拠点等機能を担う旨を規定していること。

（地域生活支援拠点等事業所の認定等）

第4条 地域生活支援拠点等事業所の認定を受けようとする者は、地域生活支援拠点等事業所の認定に係る届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 当該認定を受けようとする者の定款の写し

(2) 当該認定を受けようとする者が前条第2号に該当することを確認することができる書類の写し

(3) 運営規程（拠点等機能を担う事業所又は施設が規定されている運営規程に限る。）の写し

2 市長は、前項の規定による届出に対し、当該届出に係る事業所又は施設を地域生活支援拠点等事業所として認定するかどうかを決定したときは、地域生活支援拠点等事業所認定（不認定）通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により当該届出をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業所又は施設について地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）について、認定事業者の名称並びに地域生活支援拠点等事業所の名称、所在地、連絡先及び拠点等機能を公表するものとする。

（認定の変更）

第5条 認定事業者は、認定事業者の名称、代表者、主たる事業所の所在地その他の地域生活支援拠点等事業所の認定に係る届出書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所認定記載事項変更届出書（様式第3号）に認定通知書及び前条第1項各号に掲げる書類（当該変更が生じた事項に係る書類に限る。）を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該届出をした認定事業者に係る地域生活支援拠点等事業所の認定を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所の認定を変更したときは、当該届出をした認定事業者に対し、認定通知書により通知するものとする。

(地域生活支援拠点等事業所に係る廃止等の届出)

第6条 認定事業者は、地域生活支援拠点等事業所を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4号)に認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

2 認定事業者は、休止した地域生活支援拠点等事業所を再開したときは10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4号)に認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定(第4条第2項の規定による認定をいう。第1号及び第4号において同じ。)を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(2) 認定事業者が拠点等機能のうち1以上の機能を担っていないとき。

(3) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認定を不相当と認めるとき。

(サービスの報酬の算定)

第8条 認定事業者が地域生活支援拠点等事業所に係るサービス(次条において「サービス」という。)の報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

(記録の保存等)

第9条 認定事業者は、サービスの記録を整備し、5年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、当該記録を提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 認定事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た障害者等及び障害者等の家族等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業所の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。